変更した事項
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ
一二・〇海里
変更年月日　平成二十三年十一月二十四日

名称　久礼港久礼防波堤灯台
位置
所在地　高知県久礼港（久礼防波堤外端）
北緯　三三―一九―三六
東経　一三三―一四―〇三
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・九メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年十一月二十四日

名称　佐伯港東防波堤灯台
位置
所在地　大分県佐伯港（東防波堤外端）
北緯　三二―五八―四三
東経　一三一―五四―四一
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで七・九メートル
変更年月日　平成二十三年十一月二十四日

名称　穴水灯台
位置
所在地　石川県鳳珠郡穴水町（タケガ鼻の西方約一・二キロメートル）
北緯　三七―一三―一八
東経　一三六―五五―〇八
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十三年十一月二十四日

○海上保安庁告示第十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　室戸岬沖津波観測灯浮標
位置
所在地　室戸岬灯台（高知県室戸市）の西方約一三キロメートル
北緯　三三―一五―五五
東経　一三四―〇二―一五
廃止年月日　平成二十三年十一月二十五日

○海上保安庁告示第十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　本目岬灯台
位置
所在地　北海道島牧郡島牧村（本目岬）
北緯　四二―四四―四一
東経　一四〇―〇六―五三
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十三年十一月二十五日

名称　上ノ加江港防波堤灯台
位置
所在地　高知県上ノ加江港（防波堤外端）
北緯　三三―一六―四六
東経　一三三―一四―五三
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年十一月二十五日

名称　岩屋港西防波堤東灯台
位置
所在地　兵庫県岩屋港（西防波堤南東端）
北緯　三四―三五―三一
東経　一三五―〇一―〇五
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十三年十一月二十五日

名称　坊勢港奈座奈六号防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県姫路市（坊勢港奈座奈六号防波堤外端）
北緯　三四―三九―一五
東経　一三四―三〇―三六
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年十一月二十五日

名称　野忽那島灯台
位置
所在地　愛媛県松山市（野忽那島牛ケ口埼）
北緯　三三―五七―五八
東経　一三二―四一―五一
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年十一月二十五日

名称　笠浦港東第二防波堤灯台
位置
所在地　島根県松江市（笠浦港東第二防波堤外端）
北緯　三五―三四―三八
東経　一三三―〇七―五八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで七・四メートル
変更年月日　平成二十三年十一月二十五日

名称　金武中城港浜比嘉口灯標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の南方約七・二キロメートル）
北緯　二六―一九―五九
東経　一二七―五九―四七
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十三年十一月二十五日

名称　歌津埼南方灯標
位置
所在地　宮城県本吉郡南三陸町（歌津埼灯台の南方約一・三キロメートル）
北緯　三八―四一―〇八
東経　一四一―三三―三七

名称　歌津埼南方仮設灯浮標
位置
所在地　宮城県本吉郡南三陸町（歌津埼灯台の南方約一・四キロメートル）
北緯　三八―四一―〇六
東経　一四一―三三―三七
変更した事項
名称　黒色円すい形頭標二個（縦掲、両頂点下向き）付　上部黄下部黒塗　やぐら形
位置
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年十一月二十七日

○海上保安庁告示第十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　後志泊港灯台
位置
所在地　北海道古宇郡泊村
北緯　四三―〇四―〇五
東経　一四〇―二九―二九